

平成 18 年度第 3 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 18 年 12 月 27 日（水）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 18 年 12 月 27 日（水） 14:00～15:00
2. 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）
3. 議事要旨

第 1 号議案：東播都市計画道路の変更(3.4.146 号中津水足線ほか 1 路線の変更)

【議案の説明】

中津水足線は加古川左岸線を起点として尾上小野線との交差点に至る延長約 1,970m の幹線街路であり、中心市街地の外郭をなしている環状道路の一部となっている。

一方、米田平荘線は、米田町船頭を起点として、東神吉町出河原に至る延長約 1,820m の加古川右岸における南北方向の幹線街路である。

この度、神吉中津線の加古川を渡河する橋梁を整備するに当たり、交通の安全を向上させる観点から、橋梁の西詰及び東詰の交差点の位置について、関係機関と協議を行った結果、交差点の位置を河川側に移動させることが可能となったことにより、交差点付近の線形及び区域を変更する。

これに伴い、中津水足線の起点を西方向に延伸するとともに、神吉中津線と接続及び交差する中津水足線と米田平荘線の一部線形及び一部区域を変更する。

[概 要]

- | | | | |
|----------------|--------------|-------------|-------------------|
| 3.4.146 号中津水足線 | 幅員 20m（2 車線） | 延長 約 1,980m | |
| | | | （起点の変更、一部区域の変更） |
| 3.4.148 号米田平荘線 | 幅員 16m（2 車線） | 延長 約 1,820m | |
| | | | （一部線形の変更、一部区域の変更） |

【採決の結果】

原案どおり可決

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について（中間報告）

【説 明】

3、4 ページのとおり。

【主な意見等】

- ・ 委員から、諮問されたテーマが「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について」であったが、中間報告案では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等のあり方に関する基本的な考え方について」と、「見直し」から「あり方」となっていること等について質問があり、パブリックコメントに当たっては、

県民にわかりやすく意見が言いやすいように示し方や資料等を工夫するようとの意見があった。

- ・ 委員から、産業構造の変化の中で農業を産業としてどう立ち直らせていくかについてイメージがわくような表現をするとともに市街化調整区域における活性化について強調し、また、見直しに当たってのキャッチコピー的なものを検討いただきたいとの意見があった。

.....

4 . お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078 - 362 - 3587

この審議会の会議資料は、兵庫県中央県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、2月上旬頃には同センターにおいて閲覧する予定です。

「都市計画区域マスタープラン等のあり方に関する基本的な考え方について」(中間報告案)

現状に対する認識と課題

1 兵庫県の都市計画区域の現状

(1) 都市計画区域の指定状況

- ・線引き都市計画区域：5区域
- ・非線引き都市計画区域：25区域

(2) 都市計画区域の面積及び人口

- ・県人口の95%、県土の53%

2 都市を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

- ・地方部の過疎化と大都市への都心回帰
- ・農林業の担い手不足

(2) 都市づくりに対するニーズの変化や意識の高まり

- ・生活の質の向上や環境・景観への意識の高まり
- ・都市の安全と安心
- ・多様な主体の参画

(3) 産業構造の変化

- ・第2次産業から第3次産業へ移行
- ・大規模遊休地への大規模店舗の進出

(4) モータリゼーションの進展と高速道路網の整備

- ・高速道六基幹軸の整備
- ・地方部における高い自動車依存率

(5) 都市機能の拡散と中心市街地の活力低下

- ・商業施設などの都市機能の郊外立地
- ・中心市街地の居住人口の減少

(6) オールドニュータウンの発生

- ・空き家、空き地の増加
- ・公共公益施設などの老朽化

(7) 市町合併による行政区域の拡大

- ・合併で21市70町から29市12町に減少

(8) 震災からの復興

- ・住民の主体的で自立的な活動の活発化

目指すべき都市づくり

生活の質を向上させる都市づくり

都市機能の集積を活かした身近な都市づくり

- ・都市の既存ストックの活用
- ・多様な都市機能を日常生活圏に集積
- ・公共交通、歩道の整備など歩いて暮らせる都市づくり

ユニバーサル社会の実現を目指す都市づくり

- ・歩行空間、公共車両、交通ターミナルなど都市全体を視野に入れたバリアフリー化
- ・誰もが就業や起業できる都市づくり
- ・県民の参画と協働による取組

美しく快適で暮らしやすい都市づくり

- ・地域の特性を踏まえた都市景観の形成
- ・歴史文化資源を活かした都市づくり
- ・里山や都市近郊の緑の保全等
- ・建築物の敷地緑化や屋上及び壁面の緑化による都市緑化の推進

にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地の活性化を図る都市づくり

- ・郊外開発による市街地拡散の抑制
- ・広域土地利用プログラムを都市計画区域マスタープランへ反映
- ・公共交通の活用によるモビリティの確保と総合的な駐車場対策

郊外部の活性化を図る都市づくり

- ・オールドニュータウンでの徒歩圏内への生活利便施設等の配置
- ・市街化調整区域での弾力的な土地利用規制・誘導

多様な交通ネットワークを形成する都市づくり

- ・既存の公共交通を活かした多様な交通ネットワークの形成

大規模遊休地等を都市の貴重な資源として活用する都市づくり

- ・産業施策などと連携した大規模遊休地での産業創出・集積
- ・周辺環境や都市施設を考慮した土地利用転換の規制・誘導

安心して暮らせる安全な都市づくり

総合的な防災・減災に配慮した都市づくり

- ・都市機能の適度な分散配置と代替性のある都市構造の構築
- ・均衡ある都市機能を有機的に連携する交通ネットワークの整備
- ・建築物の耐震性の向上・不燃化
- ・道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置
- ・災害の被害を最小限に抑え、拡大防止を行う減災対策

防犯に配慮した都市づくり

- ・空き地、空き家の解消
- ・道路、公園、駐車場、共同住宅等の防犯設備の整備
- ・地域安全まちづくり条例との連携

創造的な復興都市づくり

- ・被災者を見守り、自立を支援する地域コミュニティづくり
- ・多様な主体による地域資源を活かしたにぎわいのまちづくり
- ・災害弱者等への支援対策の充実
- ・広域的な都市機能の補完・分担体制の整備

広域的な交流と連携の都市づくり

交流と連携による都市づくり

- ・自然、歴史、文化、風土など地域特性を生かした都市づくり
- ・交流人口拡大による農山漁村の活性化と地域振興などの取組
- ・都市と農山漁村の交流と連携によるコミュニティの維持

広域的視点による都市づくり

- ・都市機能の連携・分担
- ・都市核を結ぶ交通ネットワークの形成
- ・複数の都市計画区域における相互連携
- ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿道の土地利用規制

地域特性を活かした都市づくり

- ・地域住民、NPO、民間企業等の参画と協働による地域の特性を活かした都市づくり
- ・地域の魅力ある景観や自然環境の保護育成による豊かさを感じさせる都市づくり
- ・歴史や文化などの地域特性を活かした都市づくり

計画策定に当たって配慮すべき事項

- (1) 「21世紀兵庫長期ビジョン」や「まちづくり基本方針」などの上位計画との整合
- (2) 広域的な課題に対応する都市計画に関する基本方針の策定
- (3) 市町合併に対応した都市計画区域の再編
- (4) 都市計画への住民意向の反映

都市計画区域マスタープラン等のあり方に関する基本的な考え方

- 広域都市計画基本方針の策定
- 都市計画区域等の設定
- 都市計画区域マスタープラン
- 都市計画区域に関するその他の方針
- 区域区分

都市計画区域マスタープラン等のあり方に関する基本的な考え方

広域都市計画基本方針の策定

- 1 広域都市計画基本方針の必要性
広域的な（都市計画区域を超えた）政策課題への対応
- 2 広域都市計画基本方針の位置づけ
・「21世紀兵庫長期ビジョン」、「まちづくり基本方針」を受けた広域的な都市計画の方針
・都市計画区域マスタープラン等のガイドライン
- 3 広域都市計画基本方針の内容
(1) 基本的事項 地域ビジョンの策定対象の7地域を基本として策定
(2) 課題と目標 周辺地域も踏まえた都市づくりの課題と目標
(3) 広域的な課題への対応
地域都市核の機能連携、広域ネットワークの形成、その他広域課題
・大規模集客施設等の立地誘導・抑制
・都市と農山漁村の交流等への対応
・インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道等の土地利用のあり方
(4) 地域内の都市計画区域等の設定方針
(5) 関連広域計画等との連携等
- 4 策定効果
・複数の区域、区域内外にまたがる都市づくりの指針
・都市計画法体系外も含めた総合指針
- 5 策定期間と方法
平成19年度に7地域ごとに県、市町、有識者等により協議会を設置し策定予定

-1 都市計画区域等の設定

- 1 都市計画区域の再編の必要性
・生活圏域の拡大により都市計画区域と生活圏域の乖離
・市町合併により単一の市町区域に複数の都市計画区域が併存
- 2 都市計画区域等の設定の考え方
(1) 都市計画区域の指定に関する基本的な考え方
自然的・社会的条件などの現況・推移から一体的な区域を指定
(2) 市町合併に起因する都市計画区域の再編
指定の経緯、新市町の計画等に配慮し個別事情に応じ総合的に検討
・単一市町に複数の非線引き都市計画区域が併存
・単一市町に線引き・非線引き都市計画区域が併存
(3) 準都市計画区域の指定に関する基本的な考え方
不適切な土地利用や環境悪化を抑制すべき区域について検討

-2 都市計画区域マスタープラン

- 1 都市計画区域マスタープランの役割
人口、産業の現状及び将来の動向を勘案して長期的な視点に立った将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明示
- 2 広域都市計画基本方針との関係
広域都市計画基本方針との整合に留意し、相互に連携、補完
- 3 都市計画区域マスタープランの考え方
(1) 基本的考え方
概ね20年後（平成37年）の都市の将来像を展望し、市街化区域の規模など概ね10年以内に市街化を図るべき事項について記載
(2) 各個別の方針について

土地利用に関する方針

- ・都市機能の集積
- ・中心市街地における居住環境の向上
- ・オールドニュータウンの再生
- ・大規模集客施設等の適正な立地誘導・抑制
- ・工業地における用途混在の適切な土地利用の誘導
- ・市街化調整区域における活力低下の防止
- ・緑条例による土地利用の方針との連携

自然的環境に関する方針

- ・地域を特徴づける自然の保全
- ・都市に残る貴重な自然的環境の保全
- ・自然的環境の回復

都市交通に関する方針

- ・多様な交通ネットワークの形成
- ・公共交通の整備
- ・道路交通の整備

都市環境に関する方針

- ・都市緑化の推進
- ・水と緑のネットワークの形成
- ・都市環境の保全

市街地整備に関する方針

- ・生活関連機能の集積
- ・中心市街地の機能回復
- ・大規模遊休地の適正な土地利用
- ・安心して生活できる安全な市街地の整備

都市防災に関する方針

- ・地震災害対策
- ・水害・土砂災害対策
- ・震災復興の継続的取組

景観形成に関する方針

- ・歴史、文化、風土など多様な地域特性の活用
- ・美しい景観へのニーズの高まりを踏まえた県民等の参画と協働の推進
- ・景観条例、緑条例等及び市町等の取組との連携

-3 都市計画区域に関するその他の方針

- 1 都市計画区域に関するその他の方針とその役割
市街地開発事業、地区計画、都市施設等の計画的かつ体系的な実施
- 2 各方針の考え方

都市再開発の方針

- ・生活関連機能の集積
- ・公共交通の利便性の向上
- ・ユニバーサルデザインの推進
- ・風格ある都市景観の形成
- ・快適な都市環境の形成
- ・中心市街地の機能回復
- ・オールドニュータウンの再生
- ・大規模遊休地の適正な土地利用

防災街区の整備の方針

- ・公共施設の整備と建築物の耐震不燃化
- ・重点密集市街地、防災再開発促進地区の位置付け

住宅市街地の開発整備の方針

- ・「兵庫県住生活基本計画」との整合

拠点業務市街地の開発整備の方針

- ・都市計画区域マスタープランの「土地利用に関する方針」、「市街地整備に関する方針」に基本的な考え方を記載

-4 区域区分

- 1 区域区分の役割
・既存ストックを活用し、新たな郊外開発などによる都市の拡散の抑制
- 2 区域区分の適用
・区域区分の適用を変更する場合は、周辺の都市（隣接する市街地整備）に与える影響について検証
・区域区分を適用しない場合は、区域区分に代わる保全手法を明示
・地元市町及び住民の意向の確認
・地域の実情に応じた総合的な判断
- 3 区域区分の見直し
・市街化区域の規模の設定は、世帯数、宅地規模、産業活動の見通しを勘案
・新たな大規模住宅団地の開発などを目的とした市街化区域の拡大は原則不可
・当分の間、市街化が見込まれない市街化区域は市街化調整区域への編入を検討